

看護部理念 あたたかい心のこもった看護、安全で信頼される看護を提供します。

医事課の紹介

富山ろうさい病院 医事課長 伊東 康

皆さん「医事課」ってご存知ですか。病院を訪れた方のほとんどは、最初に目にすると思います。

医事課は、主に病院の窓口業務・診療報酬の取扱・診療録等の管理・病診連携などを担当しており、院内では医師・看護師・医療職（薬剤師、検査技師等）の調整役・コーディネーター的な役割も担っております。

また、医事課部門は、医事係・入院係・外来係・診療情報管理室・地域医療連携室の5つの担当からなり、事務職員・診療情報管理士・MSW（メディカルソーシャルワーカー）も配置しております。

それでは、今回診療報酬についてお話をさせていただきます。

保険医療機関である当院は、診療報酬点数表に基づき診療費を算出します。

病院で行われる医療行為・薬・医療材料などには、厚生労働省により保険点数（診療報酬点数）が定められています。例えば、外来にて診察により点滴をされると“診察料”“点滴手技料”“点滴に使用した注射薬”などそれぞれに診療報酬点数があり、合算して診療費を算出します。算出された診療報酬点数に10円を乗じたものが診療費となります。

健康保険の負担割合が3割の患者さんは、提供された医療行為に対する診療報酬点数の合計から算出された診療費の3割分を支払窓口にて支払います。残りの7割分は、月単位で健康保険証に請求をします。診療報酬の取扱は、診療報酬等の知識と経験が必要であり、事務職の中では専門性が必要な部門と言われています。以前は、月単位で健康保険証に診療費を請求する時期には、夜な夜な遅くまで業務をしており、過酷な職場のイメージがあった医療機関もありました。そのため、事務局の中では比較的若い年齢層が医事課となる傾向がありました。

ただし、現在は請求業務においてコンピュータ化が進み、快適な職場環境へと変貌しましたが、一部の医療機関ではまだ夜な夜な業務に励んでおります。私達「医事課」は、病院のフロント業務を担当しておりますので、院内における心配事や不明な点、ご意見などがございましたら、気軽にお声掛けをしていただきたいと思います。